

令和3年1月14日

教職員・学生の皆様

岐阜大学長
森 脇 久 隆

緊急事態宣言に伴う本学の活動指針の変更について

岐阜県は、令和3年1月9日に県独自の「非常事態宣言」を発令し、非常事態緊急対策として、県民の行動変容と事業者への要請がなされました。そして国は、1月13日に、1都3県に加え、岐阜県を含む7府県を対象とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令しました。

本学においても、これまで「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における岐阜大学の活動指針」（以下「活動指針」という。）に基づき措置を講じており、県独自の「非常事態宣言」に合わせて、1月9日付で「活動指針」の4項目について活動レベルを見直しましたが、国による「緊急事態宣言」に伴い、課外活動のレベルについても見直し、下記のとおり改訂しました。

構成員の皆様には、引き続き基本的な感染防止対策及び健康チェックシートを用いた体調管理を徹底していただき、20時以降の外出自粛や岐阜県が示すチェックリストを活用するなど、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、休日に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、図1の通りご連絡ください。

記

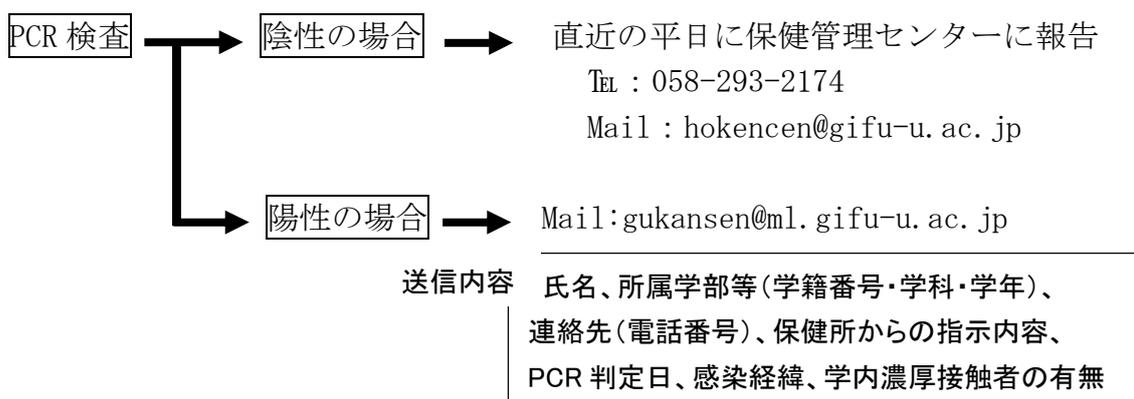
- | | |
|-----------|---|
| 2 教員、研究活動 | レベル2 ← 1 (1月9日～)
・感染防止措置の上、研究活動の継続
・在宅での研究活動の推奨 |
| 3 事務業務 | レベル2 ← 1 (1月9日～)
在宅勤務の部分実施及び時差出勤の活用 |
| 6 課外活動 | レベル4 ← 2 (1月14日～)
全面活動停止 |

- 7 出張・旅行 レベル3 ← 2 (1月9日～)
 緊急事態宣言対象地域への不要不急の出張・旅行の原則禁止
 その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛
- 8 学外者の入構制限 レベル2 ← 1 (1月9日～)
 緊急事態宣言対象地域からの不要不急の来学は自粛を要請
 ただし、本学の活動に必要な学外者(受験生を含む)のみ、感染防止措置に留意したうえで入構可
 なお、入構した場合でも大学滞在は最短時間とする

○新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) における岐阜大学の活動指針
 (2021年1月14日現在)

<https://www.gifu-u.ac.jp/covid-19.html>

図1



参考

- 岐阜県における非常事態宣言 (令和3年1月9日発令)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/122733.html>
- 緊急事態宣言 (令和3年1月13日発令)
<https://corona.go.jp/emergency/>
- 健康チェックシート
https://www.gifu-u.ac.jp/news/important_information/health_checksheets.pdf
- チェックリスト
https://www.gifu-u.ac.jp/news/important_information/checklist.pdf